

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

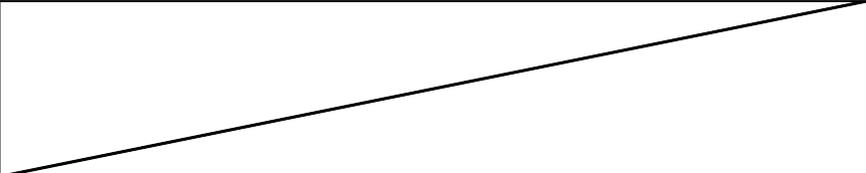
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/mynumber.html

執行機関名 愛知県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(就学支援金法による就学支援金の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの(学び直し支援金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第三の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(就学支援金法による就学支援金の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金交付要綱 第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法律」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)のうち、私立の高等学校等(以下「私立学校」という。)に在籍する生徒の<u>就学に係る保護者等</u>(法律第3条第2項第3号に規定する「保護者等」をいう。以下、同じ。)の<u>負担の軽減を図るため</u>、愛知県内に私立学校を設置する者(以下「設置者」という。)の行う学び直し支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金交付要綱</p>